

## カモ類の調査にご協力を！

令和6年1月14日(日)を基準日とした前後1週間は「ガンカモ科鳥類調査」の全国的な調査日として、ガンカモ科鳥類の出会い調査が実施されます。

調査の精度を高めるため、この期間中のカモ類の狩猟の自粛等、御協力を御願いたします。

環境省・長崎県

## 狩猟及び有害鳥獣捕獲のため国有林や民有林に入林する場合は下記事項に協力願います。

- (1) 国有林野内で狩猟及び有害鳥獣捕獲される場合は、事前にその区域の国有林野を管轄する森林管理署長へ「入林届」を提出すること。  
国有林野へ入林する場合には、車両の見やすいところに「入林届(写し)」及び「注意喚起看板」を掲示すること。
- (2) 国有林野内で作業を行っている者の安全確保のため、国有林野内の作業地及びその周辺については、「立入禁止区域」とするので絶対に立ち入らないこと。
- (3) 銃猟は、その場所が安全であることを確認してから実施すること。
- (4) 車両で国有林野内の林道を通行する場合には、安全運転に努めること。
- (5) 山火事が発生しないよう火気に十分注意すること。
- (6) 立木に損傷を与えたり草木を採取したりしないこと。
- (7) 林内に持ち込んだ缶飲料等のゴミは必ず持ち帰ること。
- (8) 施設及び標識板等を損傷しないこと。

長崎県・九州森林管理局